



21 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者を扶養している保護者の方が毎月一定の掛金を拠出することにより、その保護者が死亡、重度障がい者となった場合に心身障がい者の方に対し終身一定の年金が支給されます。

心身障がい者の範囲

次のいずれかに該当する心身障がい者で、将来独立自活することが困難であると認められる方（障がい者の年齢は問いません）。

ア 知的障がい者

イ 身体障がい者～身体障害者手帳を所持する１級から３級までに該当する方

ウ 精神又は身体に永続的な障がい有する方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、ア又はイと同程度の障がいと認められる方

加入資格

心身障がい者を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族等）であって、次のすべての要件を満たしている方に限られます。

ア 札幌市を除く北海道内に住所があること（札幌市に住所のある方は、札幌市の制度に申し込むことになります）

イ 年齢が６５歳未満であること（年齢は毎年度４月１日における年齢です）

ウ 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態であること

エ 障がいのある方 **１人** に対して、加入できる保護者は１人であること

※詳細については、保護者の方がお住まいの地方公共団体（都道府県・指定都市）の「障害者扶養共済制度担当」へお問い合わせください。

手続き・問い合わせ先 十勝総合振興局社会福祉課 ０１５５－２６－９２５１